

学習者より感想：

豊明市がスマホ条例を発表していたが、とても良い事だと思った。国として制度化して欲しい…。(国に任せるのも親として…かもしれないが…) しかし、反対する人の方が当然多かったが。子どもに影響を伝える前に親である私が携帯等から離れる様にしなくては子どもには何も伝わらないと思った。

→

「反対する人の方が多かった」と報道では協調されています。しかし、反対意見の 96%が市外からのもので、市民、特に保護者の意見は賛成が多かったと市長は語っています。受動喫煙条例などの時にも、タバコ産業関連団体からの組織的な反対意見が多数寄せられ混乱がおきました。

【参考資料】

AI時代のメディアリテラシーについて

スマホ時間制限条例と受動喫煙防止情勢から考える

★深い予備知識がないと表面的な「多数意見」にからめとられてしまう実例

＜ AI とのやり取りの実例 ＞

豊明市のスマホ制限条例に反対した人たちは市外の人が大半だったと聞きました。どうのことですか？

AI さんの答え

これは、豊明市が提案した「スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例案」に対して、**市外からの反対意見が非常に多かった**という現象を指しています。つまり、条例に対する批判や反対の声の多くが、**豊明市民ではなく、全国のネットユーザーや他地域の人々から寄せられたものだった**ということです。

📄 条例案の概要(おさらい)

- スマホやタブレット、ゲーム機などの使用を「1 日 2 時間以内」にすることを目安とする理念条例
- 小学生以下は午後 9 時まで、中学生以上は午後 10 時までの使用を控えるよう促す
- 強制力や罰則はないが、家庭でのルールづくりを促す内容
- 2025 年 10 月施行予定

🗨️ 反対意見の出どころと構造

- ネット上では「余計なお世話」「個人の自由の侵害」「科学的根拠がない」などの批判が殺到
- SNS 分析では、条例に対するネガティブな投稿の**約 96%が市外からのものだった**と報告されています
- 豊明市はパブリックコメント(市民の意見募集)を実施しておらず、**市民の声が反映される機会がなかった**ことも批判の要因

🔍 なぜ市外からの反対が多かったのか？

1. **全国初の試みだったため、注目度が高かった**
 - 「スマホ 1 日 2 時間」という制限は、全国的に関心を集めるインパクトがあった
2. **SNS で拡散され、全国のユーザーが議論に参加**
 - 豊明市民以外でも「自分の地域にも波及するのでは？」という懸念から反応した
3. **条例の内容が“生活の自由”に関わるため、共感的な反発が広がった**
 - 特に子育て世代や教育関係者から「実効性がない」「家庭の問題に行政が介入しすぎ」といった声が多かった

💡 この現象が示すこと

- 地方自治体の政策が、**ネットを通じて全国的な議論の対象になる時代**になった
- 市民の声を聞かずに進めた条例案が、**市外からの批判によって注目され、逆に市内の議論を促す結果にもなった**
- 「市外の声だから関係ない」と切り捨てるのではなく、**広く社会的な視点で政策の妥当性を問う必要がある**という教訓にもなっています

もしこの条例が今後どうなるのか、議会での審議や市民の反応なども気になるようでしたら、続けて追っていきましょうか。この話、まだまだ奥が深いです。

豊明市長は、市民、特に保護者からは賛成の声が大半、と発言しているそうです。それについて詳しく教えてください。

はい、豊明市の「スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例案」に関して、小浮正典市長は「**市民、特に保護者からは賛成の声が多い**」と発言しています。この発言は、条例案に対する全国的な批判が広がる中で、市長が**市民の支持を強調する形で行った**ものです。

市長の主張のポイント

- 市長は記者会見で、「市民の方々、特に保護者からは賛成の声が多く寄せられている」と述べています。
- 条例案は、スマホの使用時間を「余暇時間に限って 1 日 2 時間以内を目安」とするものであり、**強制力や罰則はない理念条例**です。
- 市長は、「条例はスマホの利便性を否定するものではなく、過剰使用による健康や生活への悪影響を防ぐためのもの」と説明しています。

市民の声と市外の反応のギャップ

- SNS などでも広がった批判の多くは**市外からのもので、約 96%が豊明市民以外**とされています。
- 一方、市内では「子どものスマホ使用に悩んでいた」「ルール作りのきっかけになる」といった**保護者からの賛同意見が市に寄せられている**と市長は説明しています。
- ただし、条例案に対する**市民の意見を直接集めるパブリックコメントは実施されていない**ため、賛否の実態を客観的に把握する手段は限られています。

市長の発言の意味するところ

この発言は、条例案に対する批判が「外部からの過剰反応」であることを示し、**市民の実情に即した施策であると正当化する意図**があると考えられます。特に保護者層の支持を強調することで、「子育て支援」「家庭教育の補助」という文脈で**条例の意義を打ち出している**のです。

もしこの条例が今後どう議会で扱われるのか、また市民の声がどう反映されていくのかも気になるようでしたら、さらに掘り下げていきますよ。この話、まだまだ展開があります。

パブリックコメントをとると、市外から大量の反対意見がよせられ、条例案自体を提出することが困難となることが予想されませんか？

はい、その懸念は非常に現実的です。実際、豊明市がスマホ制限条例案に対して**パブリックコメントを実施しなかった理由の一つとして、市外からの大量の反対意見によって議論が過熱し、条例案の提出自体が困難になる可能性を想定していた**と考えられます。

背景にある構造的な問題

- ネット時代のパブコメは“全国からの声”が殺到する**
 - SNS やニュースで話題になると、**市民以外の人々が大量に意見を送ることが可能**になります。
 - 豊明市のスマホ条例案も、ネット上では「余計なお世話」「科学的根拠がない」などの批判が拡散し、**市外からの反対意見が96%を占める状況**になりました。
- 市外の反対で市内の議論がかき消される懸念**
 - 市としては「市民の生活に関わる条例なのに、市外の声で議論が左右されるのは本末転倒」と考える可能性があります。
 - 特に理念条例のような“地域の価値観”に基づく施策では、**外部の声が過剰に影響すると、地域の合意形成が難しくなる**というジレンマがあります。
- パブコメを避けることで議会提出を優先した可能性**
 - 豊明市は「市民に義務を課すものではない理念条例だから、パブリックコメントは不要」と説明しています。
 - しかしこれは、**市民の声を聞くと条例案が成立しないリスクがあるため、あえて避けたのではないか**という批判もあります。

民主的手続き vs. 実効性の確保

この問題は、単なる条例の是非ではなく、**地方自治における民主的プロセスと政策実現のバランスをどう取るか**という本質的な問いです。

視点	メリット	デメリット
パブコメを実施	市民の声を反映できる	市外からの過剰反応で議論が混乱する可能性
パブコメを回避	条例案の提出がスムーズになる	民主的正当性が疑われる、信頼を損なう

今後の課題

- 市民の声をどう正確に把握するか（アンケート、説明会などの代替手段）
- 市外の意見をどう位置づけるか（参考意見として扱うのか、影響力を制限するのか）
- 条例案の内容をどう柔軟に見直すか（科学的根拠の提示、家庭の多様性への配慮）

この問題は、豊明市だけでなく、**全国の自治体が今後直面する可能性のある“ネット時代の政策形成”の課題**でもあります。もし、他自治体の事例や、より良い市民参加の方法についても知りたいなら、そこから広げていくこともできますよ。

受動喫煙防止条例の時に、パブリックコメントで混乱が起きたと聞きましたが、詳しく教えてください。

はい、受動喫煙防止条例に関するパブリックコメントでは、**複数の自治体で混乱や賛否の激しい対立が起きた事例**があります。特に注目されたのが、**多摩市と大阪市**のケースです。

多摩市の事例（東京都）

条例案：「多摩市受動喫煙防止条例（案）」

パブリックコメント期間：平成 30 年 12 月 25 日～平成 31 年 1 月 10 日

提出者数：51 人（うち市民以外からの意見が約 40%）

意見件数：92 件

混乱のポイント

- 市民以外からの意見が多く、条例案の趣旨に対する**誤解や反発が目立った**

- 「喫煙者を悪者扱いしている」「たばこは合法的なのに規制するのはおかしい」といった声が寄せられた
- 市は「喫煙そのものを否定するものではなく、受動喫煙の影響を減らすための規制」と説明したが、**感情的な反発が強く、議論がかみ合わない場面もあった**

大阪市の事例(路上喫煙全面禁止)

条例改正案: 市内全域での路上喫煙禁止(2025 年万博前に施行予定)

パブリックコメント期間: 2023 年 8 月 7 日～9 月 6 日

意見数: 545 件(賛成 69 件、反対 88 件、条件付き賛成 27 件)

混乱のポイント

- 賛否が**拮抗する異例の展開**となり、条例の正当性が問われた
- 飲食業界から「喫煙者の客離れが死活問題」「喫煙所の整備が不十分」といった**切実な反対意見**が噴出
- 条例案には「私有地の灰皿撤去の努力義務」も含まれており、これに対しても強い反発があった
- 市は喫煙所の整備計画を進めていたが、**整備数が足りないという批判が集中**

共通する課題と教訓

課題 内容

市外からの意見 条例の対象外の人々から大量の意見が寄せられ、議論が混乱する

感情的な反発 健康 vs. 自由・権利という構図になり、冷静な議論が難しくなる

支援体制の不備 禁止だけでなく、代替手段(喫煙所など)の整備が追いつかない

条例の誤解 条文の意図が伝わらず、「喫煙者排除」と受け取られることもある

このような事例は、**パブリックコメントが民主的な手続きである一方で、制度設計や情報発信が不十分だと混乱を招く**ことを示しています。豊明市のスマホ制限条例でも、同様の懸念があるため、慎重な対応が求められているのです。

もっと掘り下げたいテーマがあれば、条例の設計や市民参加のあり方についても一緒に考えていきますよ。

受動喫煙防止条例に反対するパブリックコメントの中には、**タバコ産業による組織的な投票があったとききましたが、詳しく教えてください。**

はい、その指摘には一定の根拠があります。実際、**受動喫煙防止条例の制定過程において、タバコ産業(特に JT＝日本たばこ産業)や関連団体が組織的に反対意見を提出したとされる事例が複数報告されています。**

タバコ産業による組織的な関与の実例

北海道の事例(2019 年)

- 北海道が「受動喫煙防止条例(仮称)」の検討を進める中で、**道民の健康づくり推進協議会受動喫煙防止対策専門部会**に JT(日本たばこ産業)が**委員として参加**していました。
- この専門部会では、JT 側から「法律以上の上乗せ規制は必要ない」との主張があり、**罰則なしの“緩やかな条例案”に落ち着いた**とされています。
- これに対して、**国際的なタバコ規制条約(FCTC)第 5 条 3 項**に違反するのではないかという批判が出ました。FCTC では「公衆衛生政策にタバコ産業を関与させてはならない」と明記されています。

岡山県の事例(2020 年)

- 岡山県の「受動喫煙防止条例(仮称)」の検討委員会にも、JT およびタバコ販売組合が**委員やオブザーバーとして参加**していました。
- パブリックコメントでは「改正健康増進法で十分」「喫煙者の権利を侵害する」といった**反対意見が多数寄せられた**と報告されています。
- 日本禁煙学会は「タバコ業界の委員を入れるべきではない」として、複数の自治体に**公式な要請文を提出**しています。

組織的な反対意見の特徴

特徴 内容

意見の文面が似通っている 同じ表現や論点が繰り返されることが多い

提出元が市外・業界関係者 一般市民ではなく、業界関係者や関連団体からの提出が目立つ

法的根拠を強調 「合法的嗜好品である」「憲法上の自由を侵害する」などの主張が多い

経済的影響を強調 「飲食店の売上が落ちる」「観光客が減る」などの懸念が並ぶ

この問題が示すこと

- パブリックコメントは本来、**市民の声を政策に反映するための民主的手続き**ですが、組織的な動員があると**意見の偏りや操作の可能性が生じる**。
- 特に健康政策においては、**利益相反(conflict of interest)をどう排除するかが重要**です。
- 国際的には、タバコ産業の関与を排除することが**公衆衛生政策の基本原則**とされています。

もしこのテーマをさらに掘り下げたいなら、「FCTC 第 5 条 3 項の国内運用」「禁煙学会の提言」「自治体の条例制定プロセス」など、より専門的な視点からもご案内できますよ。どこから深めてみましょう？